

FUJITSU PLMソリューション RoHS分析サービス

欧州 RoHS指令 (RoHS2) にて、従来の禁止物質6物質にフタル酸エステル類4物質が追加された2011/65/EUの Annex II を置き換える (EU)2015/863が公布されました。

これにより、2019年7月以降EUに上市される電気電子機器 (electrical and electric equipment: EEE) への使用が制限されます。

富士通クオリティ・ラボでは、追加された4物質を含めた
10物質すべての分析に対応いたします。



■ 規制対象化学物質

電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令
RoHS (Restriction of Hazardous Substances)

規制開始	種類	物質名	
2006年7月1日	重金属	Pb Cd* Hg CrVI	鉛 カドミウム 水銀 六価クロム
	臭素系難燃剤	PBB PBDE	ポリ塩化ビニル ポリ臭化ジフェニルエーテル
2019年7月22日	塩化ビニル樹脂などの可塑剤 (フタル酸エステル)	DEHP BBP DBP DIBP	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) フタル酸ブチルベンジル フタル酸ジブチル フタル酸ジイソブチル
規制値：含有量0.1wt%(1000ppm) *Cdのみ0.01wt%			

■ フタル酸エステル類が制限される理由は？

フタル酸エステル類は、内分泌かく乱性や生殖毒性、発がん性など、ヒトへの悪影響が懸念される物質です。こども向けの製品 (おもちゃ) については、一部物質が既に下記の規制を受けています。

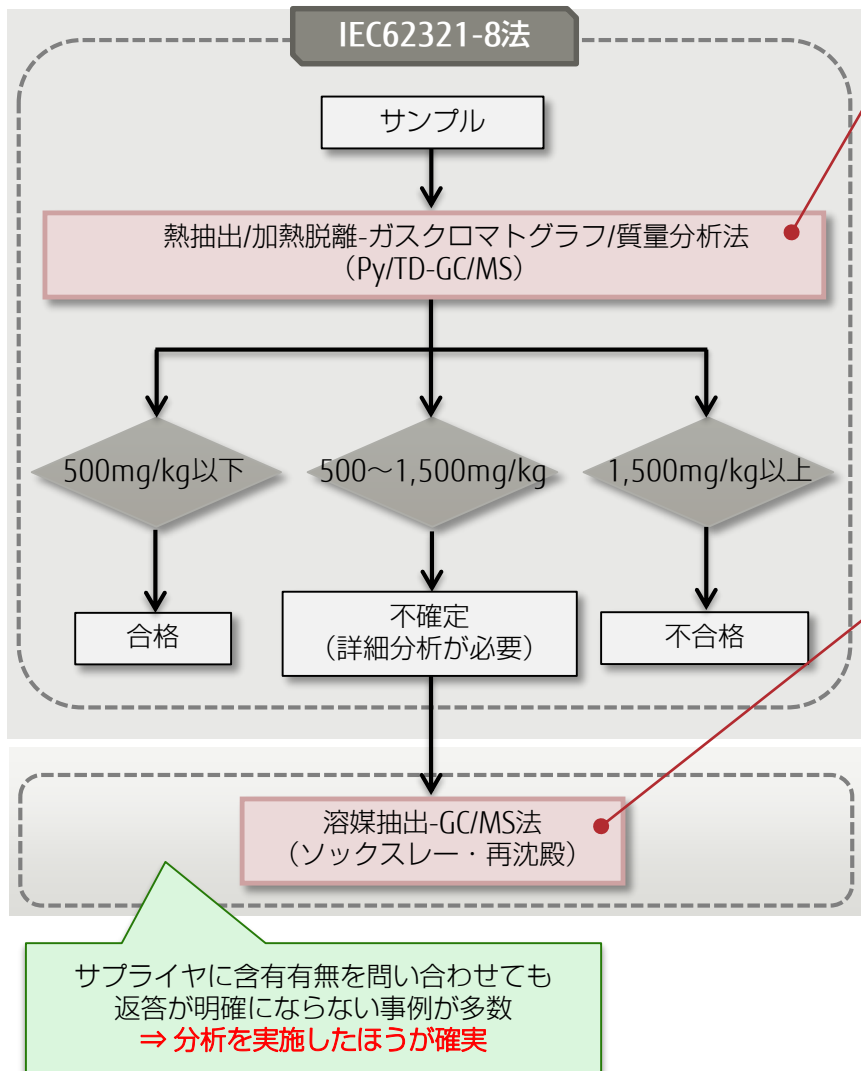
- EU Directive 2005/84/EC (2005)
- USA 消費者安全改善法 (CPSIA (2008))
- 厚生労働省告示第336号

また、EU REACH規則でも、DEHPを含むフタル酸エステル類の一部が高懸念物質 (SVHC) に指定されています。

IECによるフタル酸エステル分析方法（IEC62321-8） 2017年3月公表

IECに準拠したフタル酸エステル分析が可能です。

IEC: International Electrotechnical Commission（国際電気標準会議）



スクリーニング分析

Py-GC/MS

Py-GC/MS「熱抽出法」の特徴である、サンプル直接投入による分析手順の簡素化により、短納期でおよその含有量を定量します。



詳細分析

溶液抽出-GC/MS法

ソックスレー法または再沈殿法でサンプル中のフタル酸エステルを確実に抽出し、より定量性の高い分析結果をご報告します。



関連サービス

法規制情報提供サービス

グローバルでビジネスを展開する富士通が収集したEU RoHS指令、REACH規則を中心とする製品含有化学物質法規制の最新動向やそれらの対応方法を情報サービスとして提供します。

- ・ 契約期間 : 半年単位
- ・ 情報提供頻度 : 原則半年に1回
- ・ 情報提供媒体 : pdfファイル（言語は日本語のみ）
- ・ 情報提供手段 : メール送付

Pack9 失効の可能性が低い適用除外項目と対応方針

除外番号	除外内容	失効の可能性	新RoHS指令 失効除外 番号	適用除外 社内対応	社内対応 方針 (今回報告)
6(b)	合金成分としてアルミ材に含まれる0.4wt%までの鉛				継続注視
6(c)	銅合金に含まれる4wt%までの鉛				継続注視
7(a)	高温点はんに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が重量85%以上の鉛ベースの合金）				前回予測
7(c)-I	キャパシタ中の誘電セラミックスを除くガラスまたはセラミック電気電子部品を含む鉛、例えばSiCデバイス、ガラスあるいはセラミックマトリックス化合物				今回予測
7(c)-II	AC125V あるいはDC250V 以上の電圧用のキャパシタ中の誘電セラミックスに含まれる鉛				今回予測

社内対応方針
・現時点での「継続注視」は保証。（EU委員会の動向を継続注視）

<改正情報のイメージ：EU RoHS指令適用除外見直し例>

お問い合わせ先

富士通クオリティ・ラボ株式会社

化学物質分析

Tel : 044-280-9930 (9時~17時 土・日・祝日・当社指定の休業日を除く)

URL : <http://www.fujitsu.com/jp/group/fql/contact/analysis/>

E-mail : fql-chemical@cs.jp.fujitsu.com